

第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年10月18日（金）17時30分～20時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐 久保田賃金指導官

4 議 事

（1） 金額審議について

（2） その他

5 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から、第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について、御報告いたします。本日は9名全員が出席されております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは今後の進行を佐藤部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。それでは第6回目の専門部会を始めたいと思います。

前回までの振り返りですけれども、第1回目第2回目で必要性の有無について審議を

して、第3回目で双方から考え方を示していただき、第4回目では労働者側が978円、使用者側が958円ということで金額提示していただき20円の開きがあったところです。前回、第5回目では労働者側から970円へ歩み寄りをいただき、そして、使用者側はまだ金額が出せないということで終わっているところです。

本日、また議論を進めて、全会一致に向けて審議を進めていきたいと思います。

○西村委員 まず、三者で協議をさせていただいて、その後、ここでもう1度話します。

○佐藤部会長 分かりました。では、念のため、全会一致に達しなかった場合の手続きについて、先に事務局の方から御説明をお願いします。

○中塚賃金室長 労使で合意に至らなかった場合は、公益委員から金額を提示し、その金額について採決を行うこととなります。その際、賛成、反対をそれぞれお伺いしまして、その結果をもちまして多数決ということとなります。賛成、反対が同数であった場合は、部会長の判断で決定することとなります。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、私と河村委員と西村委員と三者でまず協議をさせていただきます。10分程度休会いたします。

[三者協議]

○佐藤部会長 審議を再開したいと思います。

三者協議で、先ほども、西村委員からお話がありましたように、もう一度双方で協議を行ってから、使用者側、労働者側それぞれが金額提示をするということでしたので、これから分かれて協議をしていただきたいと思います。お時間どれくらい必要ですか。

○西村委員 10分程度です。

○佐藤部会長 では10分間休会したいと思います。会場の御案内をお願いします。

[各側協議]

○佐藤部会長 再開をしたいと思います。

では、労使各々協議をしていただいたと思いますが、前回労働者側からは金額の御提示ありましたので、今回は使用者側から金額の提示をお願いしたいと思います。

○西村委員 前回大変申し訳なく金額の提示をできませんでしたが、今日ここで提示させていただく金額は、962円でございます。この金額は駆け引きのない、本当に最終ぎりの数字だということで、先ほども魂の一球入魂だということをこちらの中では話していたのですが、そういう金額だということを受け止めてもらえたらと思っています。

物価の上昇を背景として、社会的に賃上げの機運が高まっていて、政府の後押しなども

あり、最低賃金の上昇がここ数年続いている状況だと思います。賃金の見直し自体は悪いことではないのですけれども、近年の最低賃金の急激な上昇というのは、事業主の経営を大きく圧迫しています。もう既に、経営の存続に影響を与えているようなレベルになっていると思っています。そもそも、賃上げの根拠とされている物価の上昇というのは、家計の負担だけではなくて、企業の収益にも当然大きな影響を与えているわけですし、ほとんどの中小零細企業は従業員確保の観点で価格転嫁が整う前に賃上げを実施しているので、結果として、支払能力を超えた対応が余儀なくされているという実態があります。このような状況が継続すると、本来なら地方の雇用を創出して生産活動で経済を回せるはずの事業主が、体力の少ないところから順々に減っていくということになります。大げさではなくて、最終的に地方から生産活動が途絶えるという状況にも陥りかねないと危惧しているところです。それと、現在の風潮として、生産性の低いイコール悪という感じでとらえているところがあるようなのですが、決してそうではなくて、生産性の低い事業をやめてしまったり、廃業してしまったり生産性の高い事業に転換すればいいのではないかという考えがあるのかもしれないのですが、結局、生産性が低くても必要とされる事業、残しておかなければいけない事業というのは絶対にあるのです。ですから、経営者側の方も業務プロセスの見直しなどできることはした上で今の状況に向かえているということを、検討いただいて、採算が合わない事業はやめるしかないという選択肢にならないように、なんとか御理解をいただきたいと思っています。

地方の経済を守って、雇用を守って、地方での生活を維持するということもお考えいただいた上で、地方の企業を中長期的に御支援いただく、御理解いただくということも必要だと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○佐藤部会長　ありがとうございます。では、労働者側お願いします。

○内藤委員　労働者側は、前回の金額据え置きで970円です。

一方で、先ほど、経営者として非常に今厳しい状況だということや、経営の存続、また、賃上げ後に価格の転嫁の交渉が始まるということなどお話がありました。そういった意味では、非常に厳しい状況だろうということは、労働者側としてもある程度理解をしているつもりです。引き続き、全会一致に向けて議論ができるようにしていきたいと今思っています。

○西村委員　最後に言っていたところですが、一度、労使で協議をして、最終的な案を出していけたらと思っています。

○佐藤部会長 今、西村委員から御提案がありましたが、現時点で労働者側が９７０円、使用者側が９６２円ということで、まだ金額に差がありますので、一度、労使で協議をしていただきます。

時間はどのくらい必要ですか。

○西村委員 ２０分くらいにしましょう。

○佐藤部会長 とりあえず、２０分というところで、延長ありということをお願いします。休会いたします。

[労使協議]

○佐藤部会長 再開をいたします。今、お話を伺ったところ結論が出なかったということです。公益委員の方で双方のお話を伺って、その上で金額の提示というものをさせていただこうかと考えております。

それでは労働者側から話をお聞きして、その後に使用者側の話をお聞きしたいと思います。おそらく双方お話はし尽くしたと思いますので。１０分ぐらいずつ協議したいと思います。

では、会場の方の御案内をお願いします。その間、休会します。

[公益・労働者側協議]

[公益・使用者側協議]

○佐藤部会長 それでは再開をしたいと思います。

先ほど労使で交渉していただいたのですが、結論に至らなかったということで、公益委員として労働者側、使用者側、そして再度労働者側とお話をさせていただきました。金額の方ですが、公益の方で提案させていただいて、それに賛成できるか、できないかで決議をしたいと思います。

公益委員といたしましては、金額ですが、９６３円を提案したいと思います。この金額に賛成されるという方は挙手をお願いいたします。

[賛成 挙手]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

８人全員挙手をしていただけたということで、全会一致で、９６３円で決議したいと思います。

それでは、特定最低賃金額が決まりましたので、事務局はこの決定のとおり部会報告書案を作成してください。

併せて、答申について事務局から説明してください。

○市村賃金室長補佐　ただ今の全会一致での結審を受けまして、これより部会報告を行っていただきます。なお、例年の報告案には効力発生の日は、法定どおりとして記載されておりますので、その旨作成することを御確認いただきたいと思います。具体的な日は、ただ今よりお配りいたします資料に最短の効力発生日一覧をお示ししています。

本日１０月１８日が本審議会の答申日でありまして、かつ答申要旨の公示日ということになりますので、異議申出がなかった場合の最短の改正発効予定日は、１２月１９日の木曜日となります。

９月１２日に開催されました第５４８回最低賃金審議会におきまして最低賃金審議会令第６条第５項を適用することが了承されていますので、部会報告をいただいた後、この決定を最低賃金審議会の決定として、本日、答申を行っていただきます。以上です。

○佐藤部会長　はい、ありがとうございます。本日１０月１８日が答申日となります。最短の効力発生予定日が１２月１９日となります。

全会一致となった場合、９月１２日に開催された本審で第６条第５項が適用になるということなので、この結審を持って、本審は開かずに最低賃金審議会の決定として答申をするということになります。では、部会報告の作成の前に、まず効力発生日等について、質問はありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長　では、改正発効の日は法定どおりとして、専門部会報告案等を作成したいと思います。どれくらいお時間が掛かりますでしょうか。

○市村賃金室長補佐　１５分程度お願いします。

○佐藤部会長　お願いします。では、その間休会とさせていただきます。

[休　　会]

○佐藤部会長　それでは再開したいと思います。

先ほど、皆様の御協力で９０６円から５７円引き上げて９６３円にするということで、全会一致をすることができました。これに基づいて、部会報告案を作成していただいたところ です。

では、部会報告を行いたいと思いますので、事務局は、専門部会報告書案を読み上げてください。

○市村賃金室長補佐　では、読上げます。

案、令和6年10月18日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年9月12日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記としまして、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御確認いただき読上げを省略します。

別紙です。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造部最低賃金。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ清掃又は片付けの業務、ロ手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め
の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間963円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページには審議の経過を記載してございますが、御確認いただき、読上げを省略いたします。 以上でございます。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。それでは、今読み上げていただいた報告書案のとおり、報告をすることといたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 それでは、報告書案から案を消したものを報告書といたします。

引き続いて、本日、全会一致での議決となりましたので、局長宛ての答申を行うこととします。

事務局は答申文案を配布して、読上げをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは読み上げます。

案、令和6年10月18日、鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定決定について（答申）。

当審議会は、令和6年9月12日付け鳥労発基0912第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次の掲げるものを除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能を取得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ清掃又は片付けの業務、ロ手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間963円。

5、この最低賃金によって賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手

当。

6、効力発生の日、法定どおり。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、この答申文案から案を消したものを答申文として、答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。では、この案を消したものを答申文として、審議会会長名で局長に答申することとします。では、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、準備の方をお願いいたします。

[部会長から労働基準部長へ答申文手交]

○前田労働基準部長 私の方から挨拶させていただきます。ただ今、佐藤部会長から鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正につきまして、全会一致による答申をいただいたところでございます。9月9日に第1回の専門部会が開催されましたから、6回にわたり遅くまで真摯に御審議いただきまして、お忙しい中本当にありがとうございました。

事務局といたしましては、今後、発効に向けた事務手続きを適正にさせていただきますとともに、改正額の発効後につきましては、鳥取県の最低賃金同様に改正された特定最低賃金の周知、それと履行確保に努めてまいります。

改めまして、委員の皆様の御尽力に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、次その他に行くところですが、その前に全会一致で、963円ということで結審いたしましたけれども、それにつきまして委員の皆様から御意見を賜れればと思います。では、何かおっしゃりたい方はお願いいたします。

○西村委員 2つ申し上げたいと思います。1つ目は、まず、我々使用者側に寄っていただいて最終的な数字に御了解いただいたというところで、労働者側の皆様には感謝を申し上げたいと思います。

2つ目は、今回こうやって、最終的な妥結を見ることになったのですけれども、何度も何度もお話しているので我々は厳しいということはもう御理解いただけていると思うのですけれども、本当にこの状況を乗り切るには、いろんな支援体制がないと駄目だと思っ

ていまして、この今いる委員で話をしている内容で行くと、鳥取県であったり、それは国になるのかもしれませんが、我々が支援策として望んでいることを、嘆願書と言いますかお願いの書面を提出して、我々のこの状況というものを、行政にも御理解いただきたいと考えているところです。それがあって初めて今回のこの賃上げに我々として対応できているので、来年以降、本当に売上の予測はできても、賃上げの予測ができないというか、徳島のあのようなことが起こってしまった以上、本当にもうなんでこんな数字にというような数字が出てきてもおかしくないような状況が地盤としてできてしまったので、やはり、今後やり方についても、今一度この審議の進め方も含めて、考えていかないといけないだろうと思っております。

○佐藤部会長　ありがとうございます。他にありますか。

○谷口委員　6回目ということで、労働者側の方に、歩み寄っていただいて、今回、963円という形で結審することができました。

以前から話していますけれども、鳥取県の産業構造がこの20年、30年前と今とは、ものすごく構造的に変わっている状況です。平成元年のデータを見ると電子機器製造業が37%ぐらいでしたが、今では食品加工がトップとなっています。鳥取県の公式ホームページのグラフを見ていただいたら分かると思いますけれど、電子機器製造は今、3番目か4番目で10%足らずです。そういう状況で、特定最低賃金と、地域別最低賃金を分ける必要が本当にあるのかというところが、私が今思っているところです。この件については、今後の課題として、集約するのか、アンケートにもありましたように、もうそろそろ集約したらいいのではないかなというような意見もありましたので、今後の議論の中でその辺も御検討いただきたいというふうな思いが1つです。

それと、西村委員が正に先ほど言われたように、今回、とにかく賃上げムードで先走っているという環境下で、環境整備が後回しになっています。とりあえず上げておくと、後の支援などはこれからの議論だというような環境の中で今回議論したわけです。政治家の方々も直接の支援が不可欠だということを口では言われていますけれども、具体的な政策が見えない中で、今回このような形になっているというふうに私も認識をしているところです。

環境整備を進めた上で賃上げを行っていくというのは、今後必要不可欠ではないかということで、国、県も挙げて我々声を大にして言わなければならないと思うのですけれども、具体的な賃上げに対する今後に向けての政策、例えば社会保険料を減額するとかアン

ケートにもありましたように、あとは事業規模別に応じて消費税率を変えとか、控除するとかそういった具体的な、今後賃上げに向けての原資を、我々は確保していかなければならないので、ここが今やはり厳しいところでありますので、まずそういった環境整備を行っていただきたいと思います。やはり労働者側だけでなく、使用者側のセーフティネットがなければ、賃上げは厳しいと思いますので、そういった部分も含めて、近くにある課題として取組んでいただきたいというふうに思います。

徳島の一過性の支援、正社員が1人5万円、上限50万とかという一過性のものではなくて、継続的な支援につながるような環境整備をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。

○田中委員 ありがとうございます。本当に、御配慮いただけたものだと思っておりますし、それからあと、中小企業中小企業というふうな言い方を前面に出して交渉させていただいて申し訳なかったなとは思っています。やはり今現実問題としては、鳥取を支えていく上での企業という自覚と、それから、最低賃金の今後の状況を見ると、企業体質や企業の努力っていうのは絶対不可欠なんだろうということを改めて認識した次第で、本当に申し訳ないという思いがあります。

今回ありがたいと思った1つの中で、労働者側委員の方々、それから公益委員の方々から、ここで、行政に対して何かバックアップしていただけるように提案していただけるといった運びになったこと、それから、それを同意していただいた中で、やはり企業のことも考えてという御配慮やそれから行動に移していただけたことというのは心から感謝申し上げます。

その上でまた来年、こういったことが当然それを推測される中で、企業としてもしっかり頑張っていかなければというふうに考えておりますので、どうか今後もよろしくお願いしたいと思っております。ぜひ今後とも支援の方よろしくお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側委員何か感想とかありましたら お願いします。

○内藤委員 はい、それでは所感的になるかもしれませんが、御容赦ください。使用者側の方から非常に厳しい状況であることは、毎回お伝えをいただいているということから、労働者側もその状況というのはある程度理解をしているつもりです。そういった中で使用者側の皆さんについては真摯に、最低賃金の審議に関わっていただきまして大変ありがと

うございました。

私の受け止めとしては、使用者側の皆さんも、賃金を上げられるものだったら上げたいという思いがある中で、事業の状況の非常に厳しい中なので、なかなか難しい御判断であったり、お考えをお持ちだろうというふうに思っております。以前と比べると、以前は電機産業の方も地域の大きな企業が地場含めて引っ張るという構造もありましたけれども、今、グローバルにサプライチェーンも広がり、他県も含めて、いろんなところから調達をしているということもあって、なかなかどこかの企業がこの鳥取県を引っ張るということが難しい状況もあるというふうに認識をしています。そういった中で、審議会の中でも言われていますけれども、企業にとってはセーフティネットがないということであったり、交渉慣行は、私が知っている限りで行きますと、賃金の引上げだったり、価格の転嫁については、年1回の交渉というところが非常に多いと思いますが、賃金の引上げ自体は、地域別最低賃金の引上げであったり、電機最低賃金の引上げがありますし、また、電気の料金も都度引き上がるということで非常に難しい経営状況にあるというふうに思っています。今、公正取引委員会の方からある程度価格交渉の指針等は出ていますので、交渉にはある程度企業が乗ってくると思いますが、その結果についてはまだ求められてないということもあります。ある意味、大手からすると交渉を長引かせれば長引かせるほど、延命できるという状況もありますので、そういったところも含めていって、経営者団体の皆さんの連携であったり、また先ほどあったような行政、県、全国と連携をして対応していく必要があると私も思っております。審議ありがとうございます。

○森本委員 最後に、歩み寄っていただいたということで、お互いということですが、全会一致ということでありありがとうございました。

少し重複するかも知れませんが、労務費の価格転嫁という部分は、やはり先ほど谷口委員が言われましたが、金銭的な支援もそうですけれど、中小零細企業にとってはどうやっていけばいいのかという部分や、あと、訴え方みたいなところも紙には書いてありますが、それを読んでも行動に移せないというようなところもあると思います。そういったところの支援というのも大切ではないかと思っております。労使で文書を出すというような話もありますので、その効果も検証しながら引き続きお願いできればというふうに思います。ありがとうございました。

○河村委員 まずは、全会一致で結審をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。使用者側の皆さんも大変厳しい経営環境にあるということは、重々承知をしておりますし、

我々、労働者側からすれば、1円でも高くという思いは変わらないわけで、そのあたりは、立場の違いということも御容赦いただきたいと思っています。

ただ、谷口委員もおっしゃいましたけれども、実際の、今の社会の構造自体がやはり変化をしてきている状況の中で、卵が先かにわとりが先かという話になってくるわけですが、支援が後追いになっているということです。そこは痛感をしています。

今までの行政の在り方、あるいは行政の支援の在り方、この最低賃金の引上げもそうでしょうけれども、そういったところの仕組み、社会の仕組み自体の見直しも、やはりもう必要な時期に来ているのだろーと感じています。ただ残念ながら、その社会の仕組みをすぐに変更できることは難しいわけですので、使用者側の委員さんの方から御提案があったように、行政に対して要請をさせていただく、それも使用者側だけではなくて、労働者側と一緒にやっていくということが、声を上げていくということが、重要だろーと思いますので、これはもうずっと続けてやっていくべきだと思いますので、その辺りも一緒にしながら取組みをしていけたらと思います。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。何かありますか。

○中野委員 全会一致ということで、決まったのが非常に良かったと思っています。

最近の特定最低賃金の関係ですけれども、私の知っているところで見ますと、特定最賃の適用となる企業は、まず10月に地域別最低賃金が上がるのでそこで1回賃金を上げて、また12月で特定最低賃金が上がるためもう1回上げざるを得ないっていうような状況があるのを見ていると、やはり、昔に比べると大分苦しくなっているのではないかというのは分かるような気がします。

先ほどから支援という話が出ていますけれども、確かに、これからは価格転嫁もできるような、売上にも上げられるような、いろんな方面からの支援は必要になってくると思います。

その中で、鳥取労働局は業務改善助成金をすごくピーアールされていますが、私の知っている限りだと、今、蓋を開けると業務改善助成金は、10月5日に既に賃金を最低賃金の改定額以上に上げている企業については、もう申請はできないということになっていますので、チラシには年末まで申請できますというところですけど、いざ使ってみようかと思ったらもう締め切っていて受付けませんというような状況が見られるので、そういうことがないように、企業側もサポートしていただけたらというふうに感じております。

皆さんどうもお疲れ様でした。

○佐藤部会長 皆さん、御意見ありがとうございました。というわけで、全会一致ということで終わりましたが、使用者側委員のお話、そして労働者側の委員のお話、そして公益委員のお二方のお話を聞いて、いつもたくさん学びを得ています。ありがとうございます。それで、是非その学んだことから皆さんに対して何か還元したいなっていることは思っているところなんですけれども、なかなかこう非力な身でありますので、それができていないところが、申し訳ないと思っていますところです。

今回は非常に真摯に議論をしていただき、ありがとうございました。

それでは議事の２番目、その他お願いいたします。

○市村賃金室長補佐 ただ今、答申が行われましたので、最低賃金法第１５条第３項に基づき、本日から１１月５日までの間、異議申出の公示によりまして、答申に対する異議を受付けます。

この間、異議の申出がなかった場合には、審議会としての審議は終了いたします。事務局での官報公示のための事務処理を行いますと、１１月１９日火曜日が官報公示予定日となります。３０日経過しました１２月１９日木曜日が発効予定日となります。

一方、異議の申出があった場合は、審議会を開催して、御審議いただくこととなります。この場合、改めて日程を調整の上で審議会を開催しまして、御審議いただいた後、官報公示の手続き後に発効となります。

なお、本日出席されておられない本審の委員の皆様には、本日の部会報告及び答申を専門部会の資料とともに郵送を持って報告させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御意見等はありませんでしょうか。

○河村委員 異議審の予定はこれで言うとならないのですか。

○中塚賃金室長 先ほどの１１月５日までが異議の申出ということを説明させていただきました。今のところ、異議があれば１１月６日を予定しております。１１月６日に本審を開かせていただくことになります。時間的には午前中に予定しております。

その異議の申出の受付は、１１月５日までと、タイトになりますので、その間に異議がもし出てくれば、すぐ御連絡いたしますし、また１１月５日の１７時１５分をもって異議の申し出がなければ、メールで一斉に送信します。ただし、過去１０数年間、異議の申出の提出があったことはございませんということを申し添えます。

○佐藤部会長　ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

この審議というのは7月26日に局長から必要性の有無について諮問がされてから始まっているわけですが、本日まで必要性の有無及び、金額改正の審議を重ねることによって、なんとか、委員の皆様のおかげで、全会一致での結審に至ることができました。委員の皆様の御努力と、審議会のために御協力いただきまして、ありがとうございました。

というわけで、今年度の鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は終了したいと思います。どうもありがとうございました。